

令 和 7 年 度

町 民 税

道 民 税 特別徴収のてびき

森林環境税

余 市 町

お 問 い 合 わ せ 先

余市町役場 総務部税務課

〒046-8546

北海道余市郡余市町朝日町 26 番地

TEL0135-21-2115 (直通) FAX0135-21-2144 (代表)

目 次

1. 町民税・道民税・森林環境税の課税のしくみ 1 頁

- 納税義務者
- 税率
- 税額の計算方法
- 所得控除一覧
- 主な税額控除

2. 特別徴収の事務の取扱いについて 5 頁

- 特別徴収とは
- 特別徴収する範囲
- 特別徴収義務者の指定
- 特別徴収義務者及び納税義務者への税額通知
- 月毎に納入します

3. 納入書取扱いのお願い 8 頁

4. 退職所得に係る町民税・道民税の特別徴収について 9 頁

- 退職所得に係る町民税・道民税の求め方
- 納入の方法
- 納入書の記入例

5. 紳税義務者が異動したときの手続き 11 頁

- 記載例

(各種届出書様式)

- 給与所得者異動届出書
- 普通徴収から特別徴収への切替届出書
- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- 公金納入取扱郵便局指定通知書

各種届出書様式は余市町ホームページ <https://www.town.yoichi.hokkaido.jp/>
からもダウンロードできます。

余市町

検索



町民税・道民税・森林環境税の課税のしくみ

1. 納税義務者

賦課期日（1月1日）現在において、余市町に住所を有する人です。ただし、次に該当する場合は課税されません。

①生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

②障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦で前年中の合計所得金額が135万円以下の人

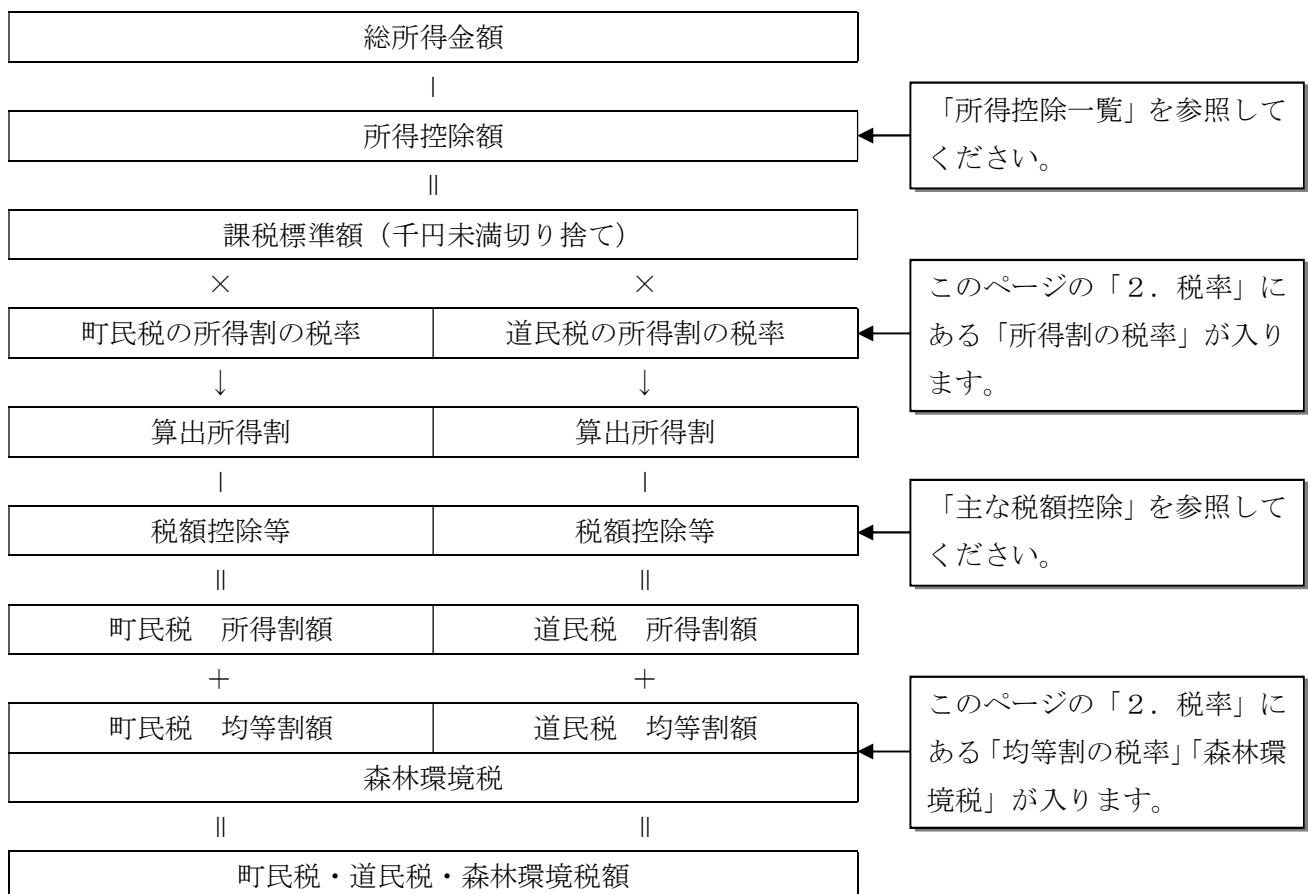
2. 税率

均等割の税率	
町民税	道民税
3,000円	1,000円
森林環境税 1,000円	
森林環境税とは、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税されている国税であり、市町村において個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。	

所得割の税率	
町民税	道民税
6%	4%
土地・建物の譲渡所得・株式譲渡所得などの分離課税所得の税率は異なります。	

3. 税額の計算方法

以下のとおり計算されます。



※分離課税所得がある場合は、上記の計算とは異なります。

所得控除一覧

総括控除	① 災害、盗難又は横領による実損失額－(総所得金額等の合計額×10%) ② 実損害額のうち災害関連支出の金額－5万円 ①と②のいずれか多い方の金額																								
医療費控除	(医療費の額－保険金等で補填される額)－{総所得金額等×5% (10万円を超える場合は10万円)} (限度額 200万円) 特例 (セルフメディケーション税制) (特例一般用医薬品等購入費の額－保険金等で補填される額)－ 1万2千円 (限度額 8万8千円)																								
社会保険料控除	健康保険や厚生年金保険、介護保険の保険料などの支払金額																								
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金(旧第2種共済契約を除きます)と心身障害者扶養共済掛金の合計額																								
生命保険料控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新契約(H24.1.1以降に締結した契約)</th> <th colspan="2">旧契約(H23.12.31以前に締結した契約)</th> </tr> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>全額</td> <td>15,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下</td> <td>支払金額の1/2 + 6,000円</td> <td>15,000円超40,000円以下</td> <td>支払金額の1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下</td> <td>支払金額の1/4 + 14,000円</td> <td>40,000円超70,000円以下</td> <td>支払金額の1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料の各控除を合計した限度額は7万円です。 ※ 一般生命保険料及び個人年金保険料について、新契約と旧契約の両方がある場合の控除額は、新契約と旧契約それぞれの控除額の合計です(上限2万8千円)。</p>	新契約(H24.1.1以降に締結した契約)		旧契約(H23.12.31以前に締結した契約)		支払金額	控除額	支払金額	控除額	12,000円以下	全額	15,000円以下	全額	12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2 + 6,000円	15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2 + 7,500円	32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4 + 14,000円	40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4 + 17,500円	56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円
新契約(H24.1.1以降に締結した契約)		旧契約(H23.12.31以前に締結した契約)																							
支払金額	控除額	支払金額	控除額																						
12,000円以下	全額	15,000円以下	全額																						
12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2 + 6,000円	15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2 + 7,500円																						
32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4 + 14,000円	40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4 + 17,500円																						
56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円																						
地震保険料控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地震保険料控除</th> <th colspan="2">旧長期損害保険料控除</th> </tr> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払金額の1/2</td> <td>5,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> <td>5,000円超15,000円以下</td> <td>支払金額の1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 地震保険料控除、旧長期損害保険料控除の両方がある場合は、限度額2万5千円です。</p>	地震保険料控除		旧長期損害保険料控除		支払金額	控除額	支払金額	控除額	50,000円以下	支払金額の1/2	5,000円以下	全額	50,000円超	25,000円	5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2 + 2,500円			15,000円超	10,000円				
地震保険料控除		旧長期損害保険料控除																							
支払金額	控除額	支払金額	控除額																						
50,000円以下	支払金額の1/2	5,000円以下	全額																						
50,000円超	25,000円	5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2 + 2,500円																						
		15,000円超	10,000円																						
障害者控除	<p>本人又はその同一生計配偶者や扶養親族が障害者である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人につき ----- 26万円 ・ 特別障害者である場合 ----- 30万円 <p>※ ただし、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族が本人と同居している場合は上記控除額に23万円を加算します。</p>																								
ひとり親控除	<p>ひとり親 ----- 30万円</p> <p>次の要件をいずれも満たす人で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 現に婚姻をしていない人で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族になっていない者に限ります。)を有している人 ② 合計所得金額が500万円以下である人 																								
寡婦控除	<p>寡 婦 ----- 26万円</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 夫と死別、離婚後婚姻をしていない人で、子以外の扶養親族(総所得金額等が48万円以下)を有していて、合計所得金額が500万円以下の人 ② 夫と死別後婚姻をしていない人で、合計所得金額が500万円以下の人 																								
勤労学生控除	本人が勤労学生で、合計所得金額が75万円以下である場合 ----- 26万円																								
扶養控除	<p>特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満の扶養親族) ----- 45万円</p> <p>老人扶養親族(年齢70歳以上の扶養親族) ----- 38万円</p> <p>同居老親等(本人又は配偶者の直系尊属で同居している老人扶養親族) ----- 45万円</p> <p>扶養親族(上記以外で年齢が16歳以上の扶養親族) ----- 33万円</p>																								

人
的
的
控
除

		本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超	0円	0円	0円
注)本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除の適用を受けることができません。				

人
的
控
除

《国外居住親族に係る扶養控除について》

国外居住親族のうち、30歳以上70歳未満の人かつ以下の条件のいずれにも当てはまらない者については、扶養控除及び非課税限度額の算出に係る扶養親族の対象から除きます。

国外居住親族における扶養控除の適用要件

国外居住親族の年齢	扶養控除の対象
16歳から29歳まで	対象となる
30歳から70歳未満	いずれかに該当する場合のみ対象となる ・留学により非居住者となったもの ・障害者 ・その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者
70歳以上	対象となる

給与等について、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、親族関係書類及び送金関係書類を源泉徴収義務者に提示しなければならないこととされています。

※詳細については、国税庁ホームページ「国外居住親族に係る扶養控除等の適用について」をご覧ください。

主な税額控除

調整控除	所得税の税源移譲に伴い、人的控除額の差(下表参照)による負担増を調整するための控除です。																																																				
	<p>【1】合計課税所得金額が200万円以下の者 次の①と②のいずれか少ない額の5%(町民税3%、道民税2%)に相当する金額 ① 人的控除額の差の合計額 ② 合計課税所得金額</p> <p>【2】合計課税所得金額が200万円超の者 次の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5% (町民税3%、道民税2%)に相当する金額 ① 人的控除額の差の合計額 ② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額</p>																																																				
調整控除		<table border="1"> <thead> <tr> <th>控除の種類</th><th>控除の差額</th><th>控除の種類</th><th>控除の差額</th><th>控除の差額</th><th>控除の差額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td><td>5万円</td><td>本人の合計所得金額</td><td>900万円以下</td><td>900万円超950万円以下</td><td>950万円超1000万円以下</td></tr> <tr> <td>障害者控除</td><td>普通 特別 同居特別</td><td>1万円 10万円 22万円</td><td>配偶者控除</td><td>一般 老人</td><td>5万円 4万円 10万円 6万円</td><td>2万円 3万円</td></tr> <tr> <td>ひとり親控除</td><td>父 母</td><td>1万円 5万円</td><td>配偶者</td><td>48万円超 50万円未満</td><td>5万円</td><td>4万円 2万円</td></tr> <tr> <td>寡婦控除</td><td>1万円</td><td>特別控除</td><td>50万円以上 55万円未満</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr> <tr> <td>勤労学生控除</td><td>1万円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>扶養控除</td><td>一般 特定</td><td>5万円 18万円</td><td>扶養控除</td><td>老人 同居老親等</td><td></td><td>10万円 13万円</td></tr> </tbody> </table>					控除の種類	控除の差額	控除の種類	控除の差額	控除の差額	控除の差額	基礎控除	5万円	本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1000万円以下	障害者控除	普通 特別 同居特別	1万円 10万円 22万円	配偶者控除	一般 老人	5万円 4万円 10万円 6万円	2万円 3万円	ひとり親控除	父 母	1万円 5万円	配偶者	48万円超 50万円未満	5万円	4万円 2万円	寡婦控除	1万円	特別控除	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円	勤労学生控除	1万円						扶養控除	一般 特定	5万円 18万円	扶養控除	老人 同居老親等		10万円 13万円
控除の種類	控除の差額	控除の種類	控除の差額	控除の差額	控除の差額																																																
基礎控除	5万円	本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1000万円以下																																																
障害者控除	普通 特別 同居特別	1万円 10万円 22万円	配偶者控除	一般 老人	5万円 4万円 10万円 6万円	2万円 3万円																																															
ひとり親控除	父 母	1万円 5万円	配偶者	48万円超 50万円未満	5万円	4万円 2万円																																															
寡婦控除	1万円	特別控除	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円																																															
勤労学生控除	1万円																																																				
扶養控除	一般 特定	5万円 18万円	扶養控除	老人 同居老親等		10万円 13万円																																															
<p>※ 令和3年度からの制度改正により、合計所得金額が2,500万円を超える人については、調整控除を適用しないこととされました。</p>																																																					
配当控除		株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額が控除されます。																																																			
配当割額控除 又は 株式等譲渡所得割額控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th><th colspan="2">課税所得金額</th><th colspan="2">1000万円以下の部分</th><th colspan="2">1000万円超の部分</th></tr> <tr> <th>町民税</th><th>道民税</th><th>町民税</th><th>道民税</th><th>町民税</th><th>道民税</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利益の配当等</td><td>1.6%</td><td>1.2%</td><td>0.8%</td><td>0.6%</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>証券投資信託等</td><td>外貨建等証券投資信託以外</td><td>0.8%</td><td>0.6%</td><td>0.4%</td><td>0.3%</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>外貨建等証券投資信託</td><td>0.4%</td><td>0.3%</td><td>0.2%</td><td>0.15%</td><td></td></tr> </tbody> </table>						種類	課税所得金額		1000万円以下の部分		1000万円超の部分		町民税	道民税	町民税	道民税	町民税	道民税	利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%			証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%			外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%														
種類	課税所得金額		1000万円以下の部分		1000万円超の部分																																																
	町民税	道民税	町民税	道民税	町民税	道民税																																															
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%																																																	
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%																																																
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%																																																
<p>一定の上場株式等の配当等の所得に対しては、配当等の支払の際に税率20%(所得税15%、町民税3%、道民税2%)の分離課税が行われます。</p> <p>なお、上記配当等の所得については、既に源泉徴収されているため、申告をしなくてもよいこととなっていますが、申告された場合は所得割額から配当割控除をします。</p> <p>源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得に対しては、他の所得と区分して、税率20%(所得税15%、町民税3%、道民税2%)の分離課税が行われます。</p> <p>なお、上記株式譲渡に係る所得については、既に源泉徴収されているため、申告をしなくてもよいこととなっていますが、申告された場合は所得割額から株式等譲渡所得割控除をします。</p>																																																					
住宅借入金等特別税額控除		所得税で住宅ローン控除の適用を受けていて、かつ所得税で控除可能額が控除しきれなかった人のうち、平成21年から令和7年12月に入居した人については、以下のとおり控除の適用があります。																																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成26年4月から令和3年までの間に入居した場合</th><th>左記以外の期間に入居した場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 所得税で控除しきれなかった額 ② 所得税の課税所得金額等の7%(上限136,500円) 町民税:①または②のいずれか小さい額の4.2% 道民税:①または②のいずれか小さい額の2.8%</td><td>① 所得税で控除しきれなかった額 ② 所得税の課税所得金額等の5%(上限97,500円) 町民税:①または②のいずれか小さい額の3% 道民税:①または②のいずれか小さい額の2%</td></tr> </tbody> </table>						平成26年4月から令和3年までの間に入居した場合	左記以外の期間に入居した場合	① 所得税で控除しきれなかった額 ② 所得税の課税所得金額等の7%(上限136,500円) 町民税:①または②のいずれか小さい額の4.2% 道民税:①または②のいずれか小さい額の2.8%	① 所得税で控除しきれなかった額 ② 所得税の課税所得金額等の5%(上限97,500円) 町民税:①または②のいずれか小さい額の3% 道民税:①または②のいずれか小さい額の2%																																										
平成26年4月から令和3年までの間に入居した場合	左記以外の期間に入居した場合																																																				
① 所得税で控除しきれなかった額 ② 所得税の課税所得金額等の7%(上限136,500円) 町民税:①または②のいずれか小さい額の4.2% 道民税:①または②のいずれか小さい額の2.8%	① 所得税で控除しきれなかった額 ② 所得税の課税所得金額等の5%(上限97,500円) 町民税:①または②のいずれか小さい額の3% 道民税:①または②のいずれか小さい額の2%																																																				
寄附金税額控除		<p>特定の団体や目的のために支払った寄附金は、町民税・道民税から控除できる場合があります。</p> <p>次の団体に支払った金額が2千円を超える場合には、その超える金額の10%(町民税6%、道民税4%)に相当する額が(上限額 総所得金額等の30%)対象になります。</p> <p>【控除対象となる寄附金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと納税) 日本赤十字社北海道支部に対する寄附金 北海道共同募金会に対する寄附金 余市町又は北海道が条例で指定した団体に対する寄附金 <p>※ふるさと納税については、前述の控除のほかに特例控除(所得割額の20%が上限)が加算されます。</p>																																																			

特別徴収の事務の取扱いについて

1. 特別徴収とは

給与の支払者が、市区町村から通知された納税義務者ごとの税額を12回に分けて（6月から翌年5月まで）給与から差し引き、翌月10日までに市区町村へ納入することをいいます。

なお、本冊子において「特別徴収」「特別徴収税額」などの記述は、給与に係る特別徴収を指します。

2. 特別徴収する範囲

①給与所得者については、原則として給与所得に係る町民税・道民税・森林環境税は特別徴収の方法により徴収することになっています。給与支払報告書提出後に異動（退職・転勤・再就職等）があった場合は、必ず届け出をしてください。

②特別徴収により徴収する税額は、均等割額と給与所得に係る所得割額の合算額です。

なお、給与と年金に係る所得以外の所得がある場合、普通徴収（自分で納付する）を希望する旨を申し出ない限り、その所得に係る所得割額は特別徴収の方法により徴収されます。確定申告等をする際はご留意ください。

※平成21年度から公的年金からの特別徴収制度が導入されたことに伴い、4月1日現在65歳以上の納税義務者は、原則として年金所得に係る町民税・道民税・森林環境税は納税義務者本人が受給する公的年金等から直接徴収されます。

3. 特別徴収義務者の指定

特別徴収義務者は、地方税法及び町税条例の規定により指定された給与の支払者をいいます。

なお、2か所以上の給与支払者から給与の支払を受けている方については、その主たる給与支払者を特別徴収義務者に指定することになります。

4. 特別徴収義務者及び納税義務者への税額通知

特別徴収する場合には、「町民税・道民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用、納税義務者用）」を特別徴収義務者に送付しますので、納税義務者用を各納税義務者にお渡しください。またお取扱いにはプライバシーの保護に十分ご留意ください。

5. 月毎に納入します

給与から徴収した徴収金（月割額）は、お送りした納入書で余市町が指定する納入場所にて翌月10日までに納入してください。10日が土日・祝祭日の場合は翌日が納期限になります。

特別徴収税額を通知した後に、税額に変更が生じた場合は、変更通知書を送付します。その通知書に記載された月割額に基づき納入書等の納入金額欄を訂正の上、徴収し納入してください。

なお、納期限までに納入しない場合は、延滞金及び督促手数料がかかることがあります。

● 令和7年度の納期限

月別（徴収月）	納期限	月別（徴収月）	納期限
令和7年6月分	令和7年7月10日	令和8年1月分	令和8年2月10日
7月分	令和7年8月12日	2月分	令和8年3月10日
8月分	令和7年9月10日	3月分	令和8年4月10日
9月分	令和7年10月10日	4月分	令和8年5月11日
10月分	令和7年11月10日	5月分	令和8年6月10日
11月分	令和7年12月10日		
12月分	令和8年1月13日		

【延滞金】

納期限の翌日から納める日までの日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算して得た金額に相当する延滞金額を加算して納めてください。

この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。延滞金確定金額に100円未満の端数があるとき、又は、その金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

【督促手数料】

督促状が発せられた場合は、通知にある期日から100円（督促状1通につき）が加算になります。

● 納入を取扱う金融機関

①指定金融機関

北海道信用金庫本支店及び役場派出所

②取扱い金融機関

北洋銀行（別途手数料が発生します） 余市町農業協同組合 余市郡漁業協同組合

③北海道内のゆうちょ銀行又は郵便局

※上記以外の金融機関にて納入をされる場合、金融機関窓口で振込手数料が発生することがあります。

北海道外の市町村に所在する特別徴収義務者で、北海道外の郵便局から納入を希望される場合は、初回の納入の際に、本書に綴じ込みしてあります「公金納入取扱郵便局指定通知書」を当該郵便局に提出されますと、今回お送りした納入書でお支払いいただけます。

なお、一度手続きを行った郵便局であれば、改めて手続きを行う必要はありません。

● 口座番号・市区町村コードについて

余市町からお送りした納入書を使用せず、特別徴収義務者独自の納入書、又は金融機関への委託等により作成した納入書の場合は、下記の口座番号等を使用してください。

- | | |
|------------|----------------|
| ①市区町村コード | 014087 |
| ②口座番号 | 02700-0-960041 |
| ③加入者名 | 余市町会計管理者 |
| ④取りまとめ金融機関 | 北海道信用金庫余市支店 |

● 地方税共通納税システムについて

地方税共通納税システムは、地方税ポータルシステム（eLTAX）を使用して、全ての地方公共団体へ電子的に納税できるシステムです。

これにより、金融機関に出向くことなく、自宅やオフィス等から全ての地方公共団体に対して電子納税が可能となり、インターネットバンキングやダイレクト納付（事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方式）により複数の地方団体への納税も一度の手続で行うことができるようになるため、納付事務の負担軽減につながります。

なお、地方税共通納税システムによる納税に当たっての手数料は原則無料ですが、金融機関によっては、インターネットバンキングやATM等の利用手数料が必要となる場合もあるため、あらかじめ利用する金融機関にご確認ください（ダイレクト納付を利用する場合は、これらの手数料も必要ありません）。

また、地方税共通納税システムを利用して納税を行った場合、領収証書が発行されませんので、領収証書が必要な方は従来どおり納付書にて納税を行ってください。

地方税共通納税システムの利用には、事前にeLTAXの利用届出が必要です。詳しくは、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

納入書取扱いのお願い

余市町では、収納事務を電算処理しておりますので、お送りした納入書はOCR用の用紙となっております。納入書の取扱いについては、次の点に十分留意くださいますようお願いいたします。

- ・納入済通知書は折ったり、汚したりしないでください。
- ・黒のボールペンで記入してください。
- ・修正液は使用しないでください。
- ・数字は枠から出ないように中央に記入し、文字は続けて書かないようにしてください。
- ・¥マークは記入しないでください。

【納入書例】

個人市民税 個人道民税 森林環境税			領収証書④		
市区町村コード	口座番号	加入者名			
014087	02700-0-960041	余市町会計管理者			
月別 指定番号 納入金額(1) 円 令和 年 月分					
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 紳入金額(2)の欄に記入し てください。 紳期限 令和 年 月 日 (2)			納入すべき金額が右の 紳入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 紳入金額(2)の欄に記入し てください。 紳期限 令和 年 月 日 (2)		
(特別徴収義務者) 住 所 〒 又は 所在地 氏 名 又は 名 称			領 取 日 付 印 上記のとおり領収しました。 (納入者保管)		

個人市民税 個人道民税 森林環境税			納入書④		
市区町村コード	口座番号	加入者名			
014087	02700-0-960041	余市町会計管理者			
月別 指定番号 納入金額(1) 円 令和 年 月分					
紳入すべき金額が右の 纳入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 纳入金額(2)の欄に記入し てください。 纳期限 令和 年 月 日 (2)			纳入すべき金額が右の 纳入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 纳入金額(2)の欄に記入し てください。 纳期限 令和 年 月 日 (2)		
(特別徴収義務者) 住 所 〒 又は 所在地 氏 名 又は 名 称			領 取 日 付 印 上記のとおり納入します。 (金融機関又はゆうちょ銀行等保管)		

個人市民税 個人道民税 森林環境税			納入済通知書④		
市区町村コード	口座番号	加入者名			
014087	02700-0-960041	余市町会計管理者			
月別 月分 指定番号 納入金額(1) 円 令和 年 月 分					
纳入すべき金額が右の 纳入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 纳入金額(2)の欄に記入し てください。 纳期限 令和 年 月 日 (2)			纳入すべき金額が右の 纳入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 纳入金額(2)の欄に記入し てください。 纳期限 令和 年 月 日 (2)		
(特別徴収義務者) 住 所 〒 又は 所在地 氏 名 又は 名 称			領 取 日 付 印 上記のとおり通知します。 (受付店→取りまとめ店→余市町)(余市町保管)		

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

納入書の送付は年1回になりますので、年度の途中で税額変更があった場合は訂正してご使用ください。

【納入金額に変更があった場合の訂正方法】

個人市民税 個人道民税 森林環境税			納入済通知書④		
市区町村コード	口座番号	加入者名			
014087	02700-0-960041	余市町会計管理者			
月別 月分 指定番号 納入金額(1) 円 令和 xx 年 0 6 0 1 2 3 4 5 6 7 -200,000					
纳入すべき金額が右の納入 金額(1)の欄の金額と異なると きは、納入金額(1)の欄を横線 で抹消し、納入金額(2)の欄に 記入してください。 纳期限 令和 xx 年 7 月 10 日 取りまとめ店 小樽貯金事務センター (〒047-8794)			纳入すべき金額が右の納入 金額(1)の欄の金額と異なると きは、納入金額(1)の欄を横線 で抹消し、納入金額(2)の欄に 記入してください。 纳期限 令和 xx 年 7 月 10 日 取りまとめ店 小樽貯金事務センター (〒047-8794)		
(特別徴収義務者) 住 所 〒46-8546 又は 所在地 氏 名 又は 名 称			領 取 日 付 印 上記のとおり通知します。 (受付店→取りまとめ店→余市町)(余市町保管)		

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

二重線で抹消してください。
(訂正印は不要です)

給与からの徴収分(一括分含む)を記入してください。

退職所得分や延滞金・督促手数料が無い場合は、何も記入しないでください。

合計額を記入してください。

- 記入例は「納入済通知書」ですが、「領収証書」と「納入書」も同様に訂正してください。
 - 退職所得分の税額を納入する場合は、納入済通知書裏面の「納入申告書」も記入してください。
- ※納入申告書の記入方法は、“退職所得に係る町民税・道民税の特別徴収について”を参照してください。

退職所得に係る町民税・道民税の特別徴収について

退職手当等に係る町民税・道民税については、他の所得と区分して退職手当等の支払われる際に納入していただきます。

なお、納税義務者が他の市区町村に住所変更をしても、退職した日の属する年の1月1日現在に余市町に住所を有する場合は、余市町に納入することになります。

1. 退職所得に係る町民税・道民税の求め方

退職所得の金額	税 率		特別徴収すべき税額
	町民税	道民税	
	6%	4%	

(それぞれ100円未満の端数切り捨て)

①退職所得額を求めます。

次の算式によって計算します。

$$\text{退職所得の金額 (1,000円未満端数切り捨て)} = (\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

※勤続年数が5年以内の法人役員等については、この2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。

この2分の1を乗じる措置を廃止して計算する法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員が対象となります。

②退職所得控除額を求めます。

勤続年数	退職所得控除額
イ 20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たない場合は80万円)
ロ 20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)
ハ 障害退職の場合	障害者に該当したことに起因して退職した場合は、イ又はロの金額に100万円を加算します。

2. 納入の方法

特別徴収した税額は、納入書及び納入申告書に所要事項を記入し（記入例参照）、翌月10日までにお納めください。なお、「退職所得の特別徴収票」は退職後1ヵ月以内に余市町へ提出してください（法人の取締役、監査役、その他の役員又は相談役・顧問以外の者については提出を要しません）。

退職者の国民健康保険加入手続きについてのお願い

既にご承知のことと存じますが、我が国の社会保険制度は国民すべてが何等かの保険に加入しなければならないことになっています。従って、退職後、お勤め先の健康保険に引き続き加入（任意継続）をされない場合、市町村へ国民健康保険の加入手続きが必要になります。この手続きが遅延したり漏れたりすると、本人が大変不利な扱いを受けることがありますので、今後貴事業所を退職される方へ「被保険者資格喪失証明書」を交付いただき、当町保険課へ届け出るようにご指導くださいますようご協力をお願いいたします。

【問合せ先】 余市町役場 保険課 Tel0135-21-2121（直通）

3. 納入書の記入例

①当該月の給与分と一緒に納入する場合

印字されている「納入金額」を二重線で抹消し、給与分・退職所得分・合計額を記入してください。

【記入例】

北海道余市町		個人市民税 個人道民税 森林環境税	納入済通知書									
市区町村コード		口座番号	加入者名									
014087		02700-0-960041	余市町会計管理者									
月別 令和xx年	月分 06	指定番号	納入金額(1) 円									
01234567												-200,000-
014087												
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。												
納期限 令和xx年7月10日		取りまとめ店 小樽貯金事務センター (〒047-8794)										
領收印		(特別徴収義務者) 住所 〒046-8546 又は 所在地 氏名 又は 名称 余市町役場										
上記のとおり通知します。(受付店→取りまとめ店→余市町)(余市町保管)												

二重線で抹消してください。
(訂正印は不要です)

給与からの徴収分（一括分含む）
を記入してください。

退職所得分を記入してください。

合計額を記入してください。

※ 記入例は「納入済通知書」ですが、「領収証書」と「納入書」も同様に加筆・訂正してください。

町民税 道民税		納入申告書(退職所得)									
余市町長 殿											
(受付印)											
令和xx年7月10日 提出											
令和xx年6月分 人員 15人											
退職手当等支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		1		5	0	0	0	0	0	0	0
特別徴収義務者用	町民税										
	道民税										
900000											
600000											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。											
特別徴収義務者用	住所又は所在地	〒046-8546 余市郡余市町朝日町26番地									
	氏名又は名称	余市町役場									
法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
※個人番号は記入する必要はありません。(個人事業主の場合)											

退職手当の支払額を記入してください。

徴収した退職所得分の税額を記入してください。

法人の場合は、法人番号を記入してください。

個人事業主の場合は、納入書裏面の納入申告書は使用せず、表面のみを記載し、金融機関に提出してください。納入申告書については、予備として送付している白票の納入書裏面に個人番号を記入し、町へ提出してください。

※ 納入申告書は納入済通知書の裏面にあります。

②退職所得分のみを納入する場合

納入すべき税額が印字されていない納入書（予備の納入書）を使用してください。記入する項目は当該月、納期限、退職所得分、合計額及び納入申告書を記入してください。

納税義務者が異動したときの手続き

特別徴収されている給与所得者が退職・転勤等により異動した場合は「給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」という。）の提出が必要です。また、就職等により普通徴収から特別徴収に切り替える場合は、「普通徴収から特別徴収への切替届出書」（以下「切替届出書」という。）を提出していただきます。

異動届出書は異動があった日の属する月の翌月 10 日までに提出してください。

異動届出書の提出が遅れると、特別徴収義務者が未納の扱いとなってしまったり、その後納税義務者が普通徴収で納めるための手続きに支障が出ますので、お早めに提出してくださるようお願いします。

- ◆ 異動により未徴収税額がある場合の徴収方法は、異動事由の生じた日により、次のとおりとなります。

①退職手当等からの一括徴収

未徴収税額を退職手当から一括徴収する場合は、退職する月日によって次のようにになります。

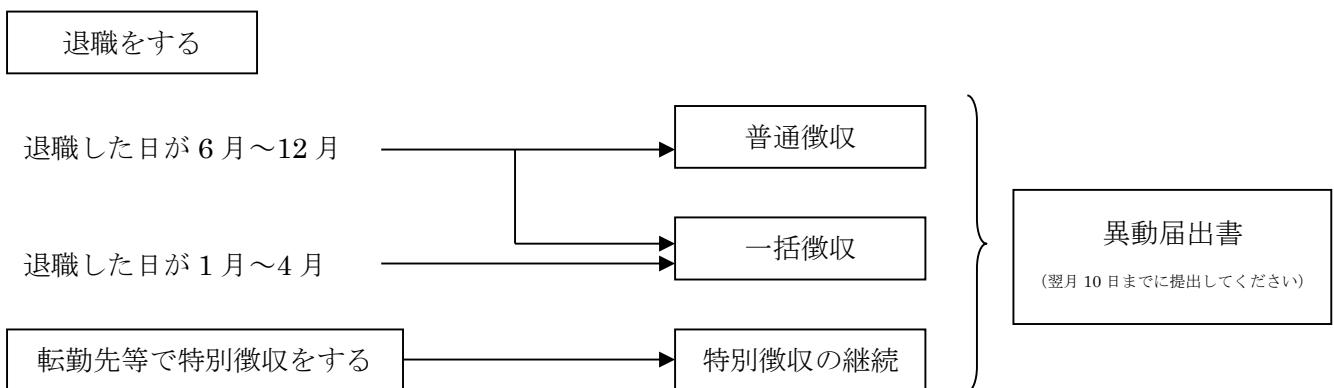
- ・退職日が 6 月 1 日～12 月 31 日の場合 …… 納税義務者からの一括徴収の申出が必要になります。
- ・退職日が翌年 1 月 1 日～4 月 30 日の場合 …… 紳税義務者からの申出の有無にかかわらず 5 月 31 日までに一括徴収をしてください。

②転勤等による特別徴収の継続

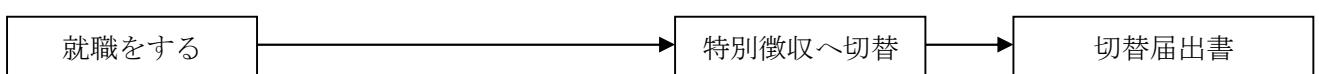
納税義務者が転勤または退職後に再就職した場合、新たな給与支払者と連絡調整の上、引き続き特別徴収の方法によって徴収されたい旨申出されると特別徴収を継続することができます。提出する異動届出書に継続希望として必要事項を記入してください。

③上記①及び②以外の場合は普通徴収となりますので、後日、納税通知書を本人に送付します。

なお、普通徴収の納期は 6 月・8 月・9 月・11 月のため、未徴収税額の納付は納税通知書の発付日以降の納期回数になります。



- ◆ 年度途中で就職した納税義務者が、現在普通徴収で支払っている町民税・道民税・森林環境税の残税額分について特別徴収による納入を希望した場合（特別徴収に切替後は普通徴収の納付書はご使用いただけません。二重納付をしないよう十分ご注意ください。）



各種届出書について、複数枚使用するとき又は控えが必要な場合は、
複写又は余市町のホームページから届出書をダウンロードして使用
してください。

余市町 特別徴収 検索



【給与所得者異動届出書の記載例】

① 退職して徴収方法を本人納付に変更する場合（普通徴収）

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書												※処理事項	現年度	新年度	両年度
(1) 異動があった場合は、すみやかに提出してください。												複写してご使用ください			
余市町長様 令和xx年xx月xx日 提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (〒046-8546) 余市郡余市町朝日町26番地 余市町役場	連絡者 氏名 電話 (xxxx) xx - xxxx	係 OOO係 OO OOO (xxxx) xx - xxxx	特別徴収 義務者 指定番号 宛名番号	99999999 1234567								
1 月 1 日から四月三十日までの間に退職した者は、未徴収税額がある場合は、この異動届出とは別に、翌年の一月三一日までに給与支払報告書へ個人別明細書及び総括表の提出が必要です。 2 退職者については、この異動届出とは別に、翌年の一月三一日までに給与支払報告書へ個人別明細書及び総括表の提出が必要です。 3 勤務・再就職等により、新たな勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合は、(一)(二)の事項を記入してください。		個人番号 又は法人番号 11111111	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	6 月分から 9 月分まで xx-9-30	10 月分から 5 月分まで xx-9-30	異動の事由 ① 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他()	異動後の未徴収税額の徴収 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)	1月1日以降退職時までの給与支払額 1,440,000 控除社会保険料額 130,000 退職手当の支払額 650,000							
給与所得者		姓 ヨイチ タロウ 氏名 余市 太郎 旧姓() 生年月日 明・大()平 xx年xx月xx日 個人番号 999999999999 受給者番号 11111111 1月1日現在の住所 余市町朝日町OO番地 現住所	特別徴収額 (年税額) 150,000	徴収済額 50,000	未徴収税額 (ア)-(イ) 100,000	異動年月日 xx-9-30	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)	勤続年数 6							
(2) 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。												納入します。 連絡先も記入してください。 In 統柄			
9月末で退職したため、10月分以降の徴収額を普通徴収に変更する。												【】 この欄は記入は不要です。 黒のボールペン又はペンで記入してください。 ・「受給者番号」欄は特別徴収税額通知書に記載された受給者番号を記入してください。			
(ア) 年税額 150,000円 (6月～翌年5月分) (イ) 徴収済額 50,000円 (6月～9月分) (ウ) 未徴収税額 100,000円 (10月～翌年5月分)												↓ (ウ) の金額が普通徴収となります。			
(3) 特別 給与支払者 (特別徴収義務者) 名称 (氏名)												【】			
新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡です。												【】			

② 退職して未徴収税額を一括徴収する場合

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書												※処理事項	現年度	新年度	両年度		
(1) 異動があった場合は、すみやかに提出してください。												複写してご使用ください					
余市町長様 令和xx年xx月xx日 提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (〒046-8546) 余市郡余市町朝日町26番地 余市町役場	連絡者 氏名 電話 (xxxx) xx - xxxx	係 OOO係 OO OOO (xxxx) xx - xxxx	特別徴収 義務者 指定番号 宛名番号	99999999 1234567										
1 月 1 日から四月三十日までの間に退職した者は、未徴収税額がある場合は、この異動届出とは別に、翌年の一月三一日までに給与支払報告書へ個人別明細書及び総括表の提出が必要です。 2 退職者については、この異動届出とは別に、翌年の一月三一日までに給与支払報告書へ個人別明細書及び総括表の提出が必要です。 3 勤務・再就職等により、新たな勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合は、(一)(二)の事項を記入してください。		個人番号 又は法人番号 11111111	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	6 月分から 9 月分まで xx-9-30	10 月分から 5 月分まで xx-9-30	異動の事由 ① 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他()	異動後の未徴収税額の徴収 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)	1月1日以降退職時までの給与支払額 1,440,000 控除社会保険料額 130,000 退職手当の支払額 650,000									
給与所得者		姓 ヨイチ タロウ 氏名 余市 太郎 旧姓() 生年月日 明・大()平 xx年xx月xx日 個人番号 999999999999 受給者番号 11111111 1月1日現在の住所 余市町朝日町OO番地 現住所	特別徴収額 (年税額) 150,000	徴収済額 50,000	未徴収税額 (ア)-(イ) 100,000	異動年月日 xx-9-30	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)	勤続年数 6									
(2) 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。												【】 左記の一括徴収した税額は 9 月分で納入します。 (翌月10日納期限)					
一括徴収の理由 ① 異動の日が6月1日から12月31日までの間で 本人からの申出があったため。 ② 異動の日が1月1日から4月30日までの間で 特別徴収の継続の希望がないため。												徴収予定期 徴収予定期合計 (上記(ア)と同額) 100,000	備考	【】 異動の事由が「死亡」の場合、相続人の連絡先も記入してください。 相続人住所 相続人氏名 入してください ※1月～4月に退職した納税義務者に未徴収税額がある場合、必ず一括徴収をしてください。 終業です。			
9月末で退職したため、10月分以降の徴収額を一括徴収する。 (ア) 年税額 150,000円 (6月～翌年5月分) (イ) 徴収済額 50,000円 (6月～9月分) (ウ) 未徴収税額 100,000円 (10月～翌年5月分)												↓ (ウ) の金額が一括徴収となります。	【】				

③ 再就職先・転勤先で特別徴収を継続

給与支払報告書 特別徴収											現年度	新年度	両年度	
に係る給与所得者異動届出書											複写してご使用ください			※地理事項
(1) 異動があった場合は、すみやかに提出してください。														
余市町長様 令和xx年xx月xx日 提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	(〒046-8546) 余市郡余市町朝日町26番地							連絡者 係 氏名 電話	○○○係 ○○○○ (xxxx) xx - xxxx		特別徴収 義務者 指定番号 宛名番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 598 599 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 688 689 689 690 691 692 693 694 695 696 697 697 698 699 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 788 789 789 790 791 792 793 794 795 796 797 797 798 799 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 888 889 889 890 891 892 893 894 895 896 897 897 898 899 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 988 989 989 990 991 992 993 994 995 995 996 997 997 998 998 999 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 1047 1048 1049 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1059 1060 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1069 1070 1071 1072 1073 1074 1075 1076 1077 1078 1079 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1088 1088 1089 1089 1090 1091 1092 1093 1094 1095 1095 1096 1097 1097 1098 1098 1099 1099 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118 1119 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1188 1189 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1195 1196 1197 1197 1198 1198 1199 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1209 1210 1211 1212 1213 1214 1215 1216 1217 1218 1219 1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1226 1227 1228 1229 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1239 1240 1241 1242 1243 1244 1245 1246 1247 1248 1249 1249 1250 1251 1252 1253 1254 1255 1256 1257 1258 1259 1259 1260 1261 1262 1263 1264 1265 1266 1267 1268 1269 1269 1270 1271 1272 1273 1274 1275 1276 1277 1278 1279 1279 1280 1281 1282 1283 1284 1285 1286 1287 1288 1288 1289 1289 1290 1291 1292 1293 1294 1295 1295 1296 1297 1297 1298 1298 1299 1299 1300 1301 1302 1303 1304 1305 1306 1307 1308 1309 1309 1310 1311 1312 1313 1314 1315 1316 1317 1318 1319 1319 1320 1321 1322 1323 1324 1325 1326 1327 1328 1329 1329 1330 1331 1332 1333 1334 1335 1336 1337 1338 1339 1339 1340 1341 1342 1343 1344 1345 1346 1347 1348 1349 1349 1350 1351 1352 1353 1354 1355 1356 1357 1358 1359 1359 1360 1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1368 1369 1369 1370 1371 1372 1373 1374 1375 1376 1377 1378 1379 1379 1380 1381 1382 1383 1384 1385 1386 1387 1388 1388 1389 1389 1390 1391 1392 1393 1394 1395 1395 1396 1397 1397 1398 1398 1399 1399 1400 1401 1402 1403 1404 1405 1406 1407 1408 1409 1409 1410 1411 1412 1413 1414 1415 1416 1417 1418 1419 1419 1420 1421 1422 1423 1424 1425 1426 1427 1428 1429 1429 1430 1431 1432 1433 1434 1435 1436 1437 1438 1439 1439 1440 1441 1442 1443 1444 1445 1446 1447 1448 1449 1449 1450 1451 1452 1453 1454 1455 1456 1457 1458 1459 1459 1460 1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468 1469 1469 1470 1471 1472 1473 1474 1475 1476 1477 1478 1479 1479 1480 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487 1488 1488 1489 1489 1490 1491 1492 1493 1494 1495 1495 1496 1497 1497 1498 1498 1499 1499 1500 1501 1502 1503 1504 1505 1506 1507 1508 1509 1509 1510 1511 1512 1513 1514 1515 1516 1517 1518 1519 1519 1520 1521 1522 1523 1524 1525 1526 1527 1528 1529 1529 1530 1531 1532 1533 1534 1535 1536 1537 1538 1539 1539 1540 1541 1542 1543 1544 1545 1546 1547 1548 1549 1549 1550 1551 1552 1553 1554 1555 1556 1557 1558 1559 1559 1560 1561 1562 1563 1564 1565 1566 1567 1568 1569 1569 1570 1571 1572 1573 1574 1575 1576 1577 1578 1579 1579 1580 1581 1582 1583 1584 1585 1586 1587 1588 1588 1589 1589 1590 1591 1592 1593 1594 1595 1595 1596 1597 1597 1598 1598 1599 1599 1600 1601 1602 1603 1604 1605 1606 1607 1608 1609 1609 1610 1611 1612 1613 1614 1615 1616 1617 1618 1619 1619 1620 1621 1622 1623 1624 1625 1626 1627 1628 1629 1629 1630 1631 1632 1633 1634 1635 1636 1637 1638 1639 1639 1640 1641 1642 1643 1644 1645 1646 1647 1648 1649 1649 1650 1651 1652 1653 1654 1655 1656 1657 1658 1659 1659 1660 1661 1662 1663 1664 1665 1666 1667 1668 1669 1669 1670 1671 1672 1673 1674 1675 1676 1677 1678 1679 1679 1680 1681 1682 1683 1684 1685 1686 1687 1688 1688 1689 1689 1690 1691 1692 1693 1694 1695 1695 1696 1697 1697 1698 1698 1699 1699 1700 1701 1702 1703 1704 1705 1706 1707 1708 1709 1709 1710 1711 1712 1713 1714 1715 1716 1717 1718 1719 1719 1720 1721 1722 1723 1724 1725 1726 1727 1728 1729 1729 1730 1731 1732 1733 1734 1735 1736 1737 1738 1739 1739 1740 1741 1742 1743 1744 1745 1746 1747 1748 1749 1749 1750 1751 1752 1753 1754 1755 1756 1757 1758 1759 1759 1760 1761 1762 1763 1764 1765 1766 1767 1768 1769 1769 1770 1771 1772 1773 1774 1775 1776 1777 1778 1779 1779 1780 1781 1782 1783 1784 1785 1786 1787 1788 1788 1789 1789 1790 1791 1792 1793 1794 1795 1795 1796 1797 1797 1798 1798 1799 1799 1800 1801 1802 1803 1804 1805 1806 1807 1808 1809 1809 1810 1811 1812 1813 1814 1815 1816 1817 1818 1819 1819 1820 1821 1822 1823 1824 1825 1826 1827 1828 1829 1829 1830 1831 1832 1833 1834 1835 1836 1837 1838 1839 1839 1840 1841 1842 1843 1844 1845 1846 1847 1848 1849 1849 1850 1851 1852 1853 1854 1855 1856 1857 1858 1859 1859 1860 1861 1862 1863 1864 1865 1866 1867 1868 1869 1869 1870 1871 1872 1873 1874 1875 1876 1877 1878 1879 1879 1880 1881 1882 1883 1884 1885 1886 1887 1888 1888 1889 1889 1890 1891 1892 1893 1894 1895 1895 1896 1897 1897 1898 1898 1899 1899 1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1919 1920 1921 1922 1923 1924 1925 1926 1927 1928 1929 1929 1930 1931 1932 1933 1934 1935 1936 1937 1938 1939 1939 1940 1941 1942 1943 1944 1945 1946 1947 1948 1949 1949 1950 1951 1952 1953 1954 1955 1956 1957 1958 1959 1959 1960 1961 1962 1963 1964 1965 1966 1967 1968 1969 1969 1970 1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977 1978 1979 1979 1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1

【普通徴収から特別徴収への切替届出書の記載例】

普通徴収から特別徴収への切替届出書

余市町長様 令和xx年xx月xx日 提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒046-8546 余市郡余市町朝日町26番地	特別徴収義務者 指定番号 連絡者 係 氏名 電話	9999999
			名称(氏名)	余市町役場		○○○様 ○○ ○○ (xxxx) xx - xxxx
			法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		

給与所得者	姓	ヨイチ タロウ	
	氏名	余市 太郎	
	現住所	(旧姓) 余市郡余市町朝日町○○番地	
	生年月日	明・大・昭・平 xx 年 xx 月 xx 日	
	受給者番号		
	異動理由	1 本人からの希望があつたため 2 令和xx年xx月xx日入社のため その他()	
	※ 当該年度の4月 町民税・道 の申込 について、65歳以上の方の年金所得に係る 境税は給与からの特別徴収はできません		

必要事項に記入してください。受給者番号は、特別徴収義務者が納稅義務者に対して付している場合に記入してください。

普通徴収の 3	期分からを、 9	月分より特別徴収します
※ 普通徴収の納期を過ぎたものについては、特別徴収への切替はできません。 また、特別徴収開始月は余裕をもって記入してください。		
年税額 ①	納付済額 ②	特別徴収に切り替える税額 ③(①-②)
円 160,000	円 80,000	円 80,000
(普通徴収 2 期分まで)		

納期限が過ぎていない普通徴収の期別分を切替ることができます。

【特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書の記載例】

社名が変更になった場合

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書					
余市町長様 令和xx年xx月xx日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 〒046-8546 余市郡余市町○○町○○番地	特別徴収義務者 指定番号 9999999		
		名称 (氏名)	△□○ 株式会社	係 ○○○係	
		法人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	連絡者 氏名 ○○ ○○		
変更年月日 届出日が変更年月日以降であれば、変更後の名称を記入してください。		電話 (xxxx) xx - xxxx			
更 前			変 更 後		
名 称 (氏 名)	(フリガナ) カブ'シキガ'イシャ マルサンカクシカク		(フリガナ) サンカクシカクマル カブ'シキガ'イシャ		
	株式会社 ○△□		△□○ 株式会社		
電話番号	() -		() -		
送 付 先	〒 -		〒 -		
2. 該当項目に○をしてください。					
変 更 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 1 社名変更 2 事務所等の移転 3 紹介手続統合 4 新設合併 5 吸収合併 6 分割		7 法人化 8 その他()		備 考
	※ 3~7に該当する場合は、「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。				
該当する項目を○で囲んでください。					

給与支払報告書
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

複写してご使用ください

(1) 異動があった場合は、すみやかに提出してください。

3 転勤、再就職等により、新たな勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合には、(3)の事項を記入してください。
1 退職者については、この異動届とは別に、翌年の1月31日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。
2 退職者については、この異動届と同時に退職した者で未徴収税額がある場合は、本人からの申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。

※処理事項	現年度	新年度	両年度							
	特別徴収義務者									
	指定番号									
連絡者	係									
	氏名									
	電話	()	—	宛名番号						
給与所得者	フリガナ	(ア) 特別徴収額 (年税額)		(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日以降退職時までの給与支払額	
	氏名	旧姓()		円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他()	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)	控除社会保険料額 円 退職手当の支払額 円	
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日			月分から 月分まで	月分から 月分まで				
	個人番号				円	円				
	受給者番号									
	1月1日現在の住所									
	現住所									
(2) 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。									勤続年数	
一括徴収の理由			徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備考			年	
1 異動の日が6月1日から12月31までの間で 本人からの申出があったため。			・	・	円	円	左記の一括徴収した税額は_____月分で納入します。 (翌月10日納期限)			
2 異動の日が1月1日から4月30までの間で 特別徴収の継続の希望がないため。			・	・	円					
一括徴収できない理由									異動の事由が「死亡」の場合、相続人の連絡先も記入してください。	
1 異動の日が6月1日から12月31までの間で本人からの申出がないため。 2 5月31日までに支払われる給与又は退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため。									相続人住所	Tel
									相続人氏名	続柄
(3) 特別徴収の継続先(異動後の未徴収税額の徴収欄で"1"を選択した場合に記入してください)									【注意事項】	
給与支払者	所在地	(元 一)		連絡者	係				・ ※の欄は記入は不要です。	
	名称 (氏名)				氏名				・ 黒のボールペン又はペンで記入してください。	
					電話				・ 「受給者番号」欄は特別徴収税額通知書に記載された受給者番号を記入してください。	
新しい勤務先へは、月割額_____円を_____月分(翌月10日納期限分)から徴収し、納入するよう連絡済です。										

普通徴収から特別徴収への切替届出書

余市町長様 令和 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 一	特別徴収義務者 指定番号	
		名称 (氏名)		連絡者	係
		法人番号			氏名

給与所得者	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 (旧姓)
	現住所	
	受給者番号	
	異動理由	1 本人からの希望があつたため 2 令和 年 月 日入社のため 3 その他()

※ 当該年度の4月1日において、65歳以上の方の年金所得に係る
町民税・道民税・森林環境税は給与からの特別徴収はできませ
んのでご注意ください。

普通徴収の <input type="text"/> 期分からを、 <input type="text"/> 月分より特別徴収します		
※ 普通徴収の納期を過ぎたものについては、特別徴収への切替はできません。 また、特別徴収開始月は余裕をもって記入してください。		
年税額 ①	納付済額 ②	特別徴収に切り替える税額 ③(①-②)
円	円	円
(普通徴収 期分まで)		

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

余市町長 様 令和 年 月 日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒 一	特別徴収義務者 指定番号	
		名 称 (氏 名)		連絡者	係
		法人番号			氏名

変更年月日	令和 年 月 日
-------	----------

1. 変更箇所のみ記入してください。

変更事項	変 更 前	変 更 後
所 在 地	〒 一	〒 一
名 称 (氏 名)	(フリガナ)	(フリガナ)
電話番号	() 一	() 一
送 付 先	〒 一	〒 一

2. 該当項目に○をしてください。

変 更 理 由	1 社名変更 2 事務所等の移転 3 給与事務統合 4 新設合併 5 吸収合併 6 分割	7 法人化 8 その他()	備 考

令和 年 月 日

郵便局長 様

余市町長 齊 藤 啓 輔



公金納入取扱郵便局指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、下記のとおり特別徴収税額の納入局として
指定いたしましたので通知します。

1. 口座番号 02700-0-960041

2. 加入者名 余市町会計管理者

3. 取りまとめ局 小樽貯金事務センター (〒047-8794 北海道小樽市入船5丁目3番1号)